

株式会社 三井住友銀行

札幌支店 支店長 福田 展生 殿

平成 29 年 9 月 19 日付取引停止通知書に対し、以下のとおり 48 ホールディングス株式会社の意見を申し上げ、直ちに取引停止措置の解除をお願いいたします。

1. 上記取引停止通知書では、「今般、(預金)口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあることが判明しました。つきましては、普通預金規定第 11 条第 2 項の約旨に基づき本日をもって預金取引(入出金取引)を停止」するとしている。

(1) 「法令や公序良俗に反する行為」とは具体的に何を言うのか。

現在、当職を中心として監査法人及び代表公認会計士、税理士等のチームにより 48 ホールディングス株式会社(以下、「48 社」という。)の取引内容、取引体制、連鎖販売方式の適法性、クローバーコインや仮想通貨リップルの経理処理体制等を見直し、改善する作業に入っている。

その結論として、「法令や公序良俗に反する行為のために貴行の口座を利用し、またはそのおそれがあること」に該当する事実はないと回答させていただく。

具体的に説明すると、以下のとおりである。

① 48 社は、将来の仮想通貨を目指すクローバーコインを 1 パック 3 万円(クローバーコイン 600 枚)で販売している。

その販売方法は、連鎖販売方式をとっている。

この連鎖販売が特定商品取引法に違反するか否か現在消費者庁と意見交換を行っているが、違法との指摘は受けていない。

② しかし、連鎖販売方式により会員となりクローバーコインを保有している者への対応として、

(ア) クローバーコインを所有する顧客の資産保全措置としては、クローバーコインの売却代金の一部(約 20%)を仮想通貨として世界で流通しているリップルコイン(XRP)の購入に充て、48 社において引当資産として留保している。

顧客は、クローバーコインを購入し、会員となるが、この購入契約を解約したい時は随時契約解除(退会)を申し入れることができることとし、48 社はその申入れに 100%応じている。

48 社が保有するリップル(XRP)は 1,557,584,394XRP であり、時価 1XRP24 円で換算すると約 370 億円となり、購入者の解約(クロー

バー・コインの売却価格での買戻し)に十分応じられる資産的な裏付けとなっている。

その意味で顧客の資産保全には十分対応ができています。

(イ) 但し、仮想通貨の会計処理の基準は現在公認会計士協会で審議中であり、未だその処理基準は明らかになっていない。9月中には、その概要が公表されるということで、48社では、その基準が明らかになったならば、外部の監査法人 [REDACTED] の管理の下で基準に合わせた経理処理を行うこととし、既にその準備に入っている。

従って、リップルの経理処理は、現在は暫定的に行っており、48社の取締役・執行役員の市川斉名義の Wallet に入れてある。法人名義の Wallet が直ぐには作れなかったため、市川氏個人名義の Wallet を利用した経緯である。連絡先がリリーフインベストメント社になっているのは、市川氏が元リリーフインベストメント社の社員であった時に作った Wallet だという理由である。

なお、この Wallet については、先に田中ゆうちよ銀行副社長にも資料を提出し説明を行ったところであるが、念のために本回答書にも添付する。

なお、48ホールディングス社名義の Wallet を作成中であり、1週間以内に出来上がる予定である。

その段階でリップルはそちらの Wallet に移動させる予定である。そして、経理処理の方法が確定すれば、それに従って48社の決算書に計上することになる。

③ 現在は、クローバーコインは連鎖販売方式により売却しており、仮想通貨ではなく、他の仮想通貨や法定通貨との交換はできないが、遅くとも来春以降、連鎖販売方式ではなくオープンマーケットでの売買に移行する計画であり、その時点以降、正規の仮想通貨として他の仮想通貨・法定通貨との交換が可能となる。

(2) また、普通預金規定第11条第2項は、第3項の①～③への該当性も「預金取引の停止」理由になると定めているが、48社の淡路明人代表取締役は、第3項②に規定する反社勢力にも属さないことが警察関係への調査で明らかになっている。

2. 48社に対する行政当局を含めた関係者への評判が極めて良くないことを当職等も承知している。

しかし、

(1) 仮想通貨(それを指すクローバーコインを含む。)に対する一般の理解

が不十分であること

(2) 連鎖販売方式がいわゆる無尽を連想させ良い印象とならないこと  
という事情が重なり、それにチャレンジしている 48 社の評判が悪くなっ  
ている事情を理解するべきである。

そのような環境の中で、あえて独自の仮想通貨の発行、仮想通貨交換業の  
登録を目指す 48 社の努力は評価されるべきだと考える。

3. 金融庁、北海道財務局、ゆうちょ銀行に対しても言われなき批判にまどわ  
されず、48 社の取引の内容、仮想通貨の世界的普及が進む中での 48 社の活  
動の意義を理解してもらうよう説明を行ってきている。

4. 現在のあいまいな評価を理由として口座取引を停止することが 48 社の営  
業に大きな打撃を与える結果になることを勘案のうえ、貴行の取引停止を一  
日も早く解除していただくようお願いする次第である。

平成 29 年 9 月 20 日

48 ホールディングス株式会社 代理人  
弁護士法人 浜田卓二郎事務所  
代表弁護士 浜田 卓二郎